

IX. 事務局

大学は「教育と研究」を行う機関ですが、このうちの入学から卒業までの「教育」に関する事務、およびの学園生活を円滑なものにするための事務を扱うために事務局に各係がありますが、その中で特に関係の深い係として、教務課・学生課・就職支援センター・学習支援センターがあります。

わからないこと、相談したいことがあれば、遠慮なく各窓口に申し出て下さい。

(1) 教 務 課

(1) 学籍に関すること

病気その他の理由で休学ないし退学しようとする場合は、教務課にそれぞれ『休学願』『退学願』を提出して下さい。その際、必ず指導教員に相談して下さい。（休学期間は、通算して2年を超えることはできません。）

休・退学が許可されるためには、所定の期日までに授業料などの納入金を収めておくことが必要です。それゆえ、これらの願い出は早めに提出して下さい。時期を失すると、納めなくても済む納入金を納めなければならなかったり、除籍されたりすることもありますので、注意して下さい。願い出や届け出はすべて迅速にすることが大切です。

休学している人が復学しようとする場合には、『復学願』を提出しなければなりません。また、退学・除籍の人が再び本学に戻って学業を継続しようと思う場合は、『再入学願』を提出しなければなりません。詳しくは、教務課の窓口でたずねて下さい。

なお、本学での在学年限は学則第四条により4年間と定められています。（ただし休学期間はこれを算入されません。）4年間で過ぎると自動的に除籍となります。

(2) 授業に関すること

1) 授業について

各学年の履修計画を立て、それに基づいて各自の時間割を作り履修の手続き（履修登録）をしなければなりません。この履修手続きを一科目でも怠るとその科目の試験を受けることができませんし、また受けても無効になります。

また、授業科目によっては毎週行われずに一定期間に集中して実施されるものがあります（集中講義）。また都合により授業が休み（休講）になる場合もあります。このような場合には、事前に掲示により連絡されます。

次に、テキストは各年度の始めに一括して本学にて販売します。販売の時期は掲示にて連絡しますが、この時期に購入しないと各自が書店まで行って購入することになります。

2) 欠席届について（→出欠について）

履修する授業には、毎時間出席するのが原則です。病気その他の不可抗力に欠席も、出席扱いとされることはありません。

感染症予防法（法律第百十四号）に定められた疾病に感染した場合は、出席停止となります。学内での感染防止のため、登校しないようにしてください。出席停止となる疾病に感染した場合は、医師による診断書、感染を証明できる書類を教務課へ提出してください。なお出席停止の場合も欠席扱いとなります。

また、特別に認められた部活動（特別強化種目）の、全国大会へつながる公式大会（試合）への参加による欠席の場合は、公欠となります。大会参加を証明できる書類を教務課へ提出してください。公欠の上限は3回までとし、授業担当教員が必要と認める場合には、3回を上限に補講を行うことがあります。

なお、出欠の規定については、学則第16条の3・4及び試験に関する細則第2条の(2)も参照してください。

(3) 履修登録

① カリキュラム

カリキュラムは、各学年においてどういう授業科目を履修できるかを示したものです。この中で、卒業に必要なかどうかということ、「必修科目」「選択科目」に分けて表しています。

「必修科目」とは、全員が2年間のうちに必ず修得しなければならないもの。「選択科目」とは、その中から必要な科目を選び、やはり2年間で修得しなければならないものです。このことをよく検討したうえで、1年間の履修計画を立てることが必要です。

② 履修登録

1年間に授業を受けようと思う科目は、大学側に届け出ることが必要です。大学では、提出された履修の届け出をもとに担当教員へその年度の履修者名を連絡します。各担当教員はその履修者名簿をもとに講義を行い、学期末に試験をし、その結果単位を認定します。

上記の通り、履修登録→授業→試験→単位認定（卒業、免許・資格の取得）という一連の流れの中で、履修登録は出発点になります。これを怠ると授業は受講出来なくなり、試験では受験資格がなくなり単位認定も受けられなくなりますので履修登録には十分注意が必要です。

(4) 試験

① 定期試験

前期または後期の各学期末に行う定期の試験を定期試験といいます。前期または後期終了科目は、その学期末に1回、通年科目は各学期末2回、または後期に1回のみ実施します。

② 追試験

定期試験を病気その他やむを得ない事由によって受験できなかった学生に対して実施する試験を追試験といいます。この追試験を受験できる学生は、定期試験終了後2日以内に教務課で所定の手続きを済ませた学生に限られます。

③ 再試験

定期試験の結果が不合格（59点以下）になった学生に対して実施する試験を再試験といいます。

④ 試験時間割

定期試験の時間割は原則として試験実施1週間前に掲示にて発表します。

⑤ 成績発表

成績は、各学期末に各自へ配布します。不合格となった科目は、追試験または再試験を受験し、その結果なお不合格の場合は翌年度に再履修することが必要です。

⑥ 卒業並びに学士の授与

大学に通算して2年間以上在学し、定められた学費を納入し、学則第十二条の単位（64単位以上）を取得した者に対して、教授会は、学長が卒業の決定を行うに当たり、意見を述べるものとし、「短期大学士」の学位が授与されます。

(2) 学 生 課

(1) 学生相談

学業を進めていく上でも、人間として自分を確立していく上でも、いろいろな問題や悩みが生じる場合があります。そのような場合は、速やかに先生方や学生課担当係を尋ねてアドバイスを受けて下さい。

(2) 学生証（身分証明書）

学生証は本学の学生であることを証明するものです。必要な時にはいつでも呈示できるよう常に携帯して下さい。

① 学生証は、入学後に交付します。

② 定期試験は、学生証の呈示がないと受験できません。忘れた場合は仮学生証を発行しますが、当日限り有効です。（前期・後期で各1回ずつ）

③ 学生証を紛失・破損した場合は、直ちに『証明書交付願』に写真1枚（縦4cm×横3cm）を添付し、学生課で再発行の手続きをして下さい。

④ 学生証の有効期限は2年ですので、各自大切に保管して下さい。退学・除籍等で学籍を離れた場合は、学生課まで返却しなければなりません。

⑤ 学生証は、他人に貸与又は譲渡することはできません。

(3) 通学定期・学割証（学生割引証明書）

J Rおよびバスを利用し通学する場合は、「通学証明書兼通学定期券申込書」に所要事項を記入し申し込んで下さい。翌日に発行します。

(4) 自動車・バイク・自転車通学

- ① 自動車・バイク・自転車で通学する場合、次の手続きを行って下さい。
ただし各種条件により許可できないことがあります。

イ 自動車

任意保険証のコピーと所定の登録料で許可証を交付。

ロ 原付バイク・自動二輪車

自賠償保険・任意保険に加入して下さい。

ハ 自転車

防犯登録を行って下さい。

- ② 自動車・バイク・自転車は所定の位置に駐車駐輪して下さい。

- ③ 学内での接触・衝突などの事故については、当事者同士で話し合い解決して下さい。

大学は責任を負いません。

- ④ 無断駐車はレッカー移動等しかるべき措置をとります。

(5) 奨学金

勉学の意欲を持ちながら経済的な理由によって学業の継続が困難な学生のために、日本学生支援機構、各地方自治団体および民間団体の奨学金制度があります。

① 日本学生支援機構

種 類	募 集 内 容
第一種 (無利子)	人物・学業・健康に優れ、経済理由により著しく就学困難なものに貸与します。 高校成績平均 3.5 以上 自 宅 通 学 生 月 額 53,000 円 (2 万円・3 万円・4 万円に減額可能) 自宅 自 宅 外 通 学 生 月 額 60,000 円 (2 万円・3 万円・4 万円・5 万円に減額可能)
第二種 (有利子)	一種に準ずるが、月額 2 万円～12 万円 (1 万円単位) から各自選択することができます。
給付	所得税が非課税の世帯、またはそれに準ずる世帯の学生に給付されます。なお、課税額により給付額が 3 つに区分されます。

進学届 高校で第一種奨学生又は、第二種奨学生の予約採用者として決定している学生は、『進学届』を学生課まで提出して下さい。

在学届 高校在学時に、日本学生支援機構奨学生であった学生は『在学届』を学生課まで提出して下さい。提出すると本学在学中は奨学金の返還が猶予されます。「在学届」は学校で発行する「在学証明書」ではありませんので注意して下さい。

② 地方公共団体・民間団体の奨学金制度各地方自治体及び民間の育英団体の奨学制度は、奨学金の月額がそれぞれに異なり採用数は若干名です。

イ 熊本県育英資金 ロ 財鶴友奨学会 ハ 財壽崎育英財団
ニ 熊本県保育士修学資金・熊本県介護福祉士修学資金
ホ 財交通遺児育英会 ヘ あしなが育英会

※ 希望者は奨学金説明会に必ず参加して下さい

(6) 下宿・アパート

新入生の中で下宿・アパートを希望する人には、斡旋・紹介を学生課にて行います。しかし、最終的な判断は自分で行って下さい。

なお、在学学生に対しては、斡旋をしませんので学生課窓口において情報を得て各自で決めて下さい。

自宅外での生活は特に地域住民とのかかわりが深くなります。地域の方と十分コミュニケーションをとり、各自、地域の一員として責任を持って生活して下さい。

(7) 健康診断

- ① 学生は本学が実施する健康診断を必ず受けてください。これは、本人の健康管理のためと同時に公衆衛生のために実施されるものです。

定期検診の項目は、次の通りです。

イ胸部レントゲン間接撮影 ロ身体測定（身長・体重） ハ内科検診（現在病、既往症の有無。） ニ尿検査（糖、蛋白、潜血、PH）

以上を4月から5月にかけて行います。

- ② 健康診断の結果、必要に応じ治療を求めたり、登校を停止したりすることがあります。
- ③ 健康診断を受診していない場合、一部の証明証を発行しないことがあります。
- ④ 万一、定期健康診断を受けられなかった場合は、最寄りの病院で健康診断を受けて、必ず学生課へ健康診断書を提出して下さい。

(8) 加入保険

学生が安心して教育活動ができるように、次の保険に全員加入しています。

- ① 学生教育研究災害傷害保険

正課中及び学校行事中等で、急激かつ偶然な外来の事故による身体への傷害を受けた場合、保険金が支払われます。また、学生が被る種々の賠償責任事故に対する被害救済の措置としての賠償責任保険制度でもあります。この保険制度は、保育実習・教育実習・インターシップ・介護体験活動にも適用されます。

- ② 普通傷害保険

この保険は、主に大学の講義のため大学または大学が指定する場所と被保険者の住所との往復の時の事故に適用されます。

事故が発生した場合は、速やかに学生課へ報告して下さい。

(9) 国民年金保険料学生納付特例の申し込み

満20歳から国民年金保険料の納付義務が発生しますが、手続きを行うことで学生の期間は納付義務が免除されます。希望者は学生課へ問い合わせして下さい。

(10) 拾得物・紛失物

学内で物品を拾得したときは、直ちに学生課へ届けて下さい。

イ学生課に届けられた物品は、持ち主に返還します。申し出のない物品については3ヶ月経過後処分します。

ロ授業は教室の移動が多いので、各自持ち物には十分気をつけ、盗難予防についても各自で注意して下さい。

(11) アルバイト

経済的理由でアルバイトを必要とする学生には、教育的見地から見て有益とみなされる場合のみ、学生課で厳選のうえ掲示にて紹介します。

アルバイト実施を希望する学生は次の事項を厳守して下さい。

- ① 授業への出席に差し支えない時間帯であること。

- ② アルバイトの業種として、危険を伴うもの深夜にまで及ぶもの及び学生のアルバイトとして不適当なもの（スナック・キャバレー・自動車の運転を主とするものなど）は禁止します。

(12) 学友会

学友会は、学生の自主的活動により教養を高め相互の親睦を深め、もって学生生活の充実向上を図ることを目的としています。そこには、学生一人一人の意見を有意義に反映させて、この目的を達成するための機構が設けられています。学友会活動についての意見や要望は、執行委員会又は学生課に出してください。大学における教育は、知的教育はもちろんのことですが、同時に人格的発達を図ることを目的としています。ですから、学友会活動や課外活動を通じてよき先輩、よき仲間との交わりを得て、豊かな学生生活を送るよう努めてください。

学友会では、スポーツ大会・大学祭等の行事を企画、実施しています。学生全員がこれらに参加し、学生生活をより有意義なものにして下さい。またクラブ活動にも積極的に取り組んでください。

① 新入生歓迎学長杯スポーツ大会（前期に実施）

新入生を歓迎するにあたって、ソフトバレーボール等のスポーツ・レクリエーション活動を通じて、教職員や1年生及び2年生の交流をまじえて親睦を図ります。

② 大学祭（ざぼん祭）

毎年テーマを設けて大学祭を方向づけ全学生が一致協力して実施します。

③ クラブ活動

既存のクラブに参加することも、愛好者を集め新たに部を結成することもできます。部結成の場合は所定の用紙により学生課まで申し出て、大学の許可を得て下さい。

この際、顧問1名（本学教員）の承諾印をもらったうえで、部員名簿、年間活動計画等を添付しなければなりません。

(13) 掲 示

- ① 大学からの学生への連絡は、原則として掲示板で行います。毎日、登校・下校の際には必ず掲示板を見て下さい。掲示板を見なかったことにより、連絡されたことに対する責任を免れることはできません。疑問がある場合には、直接窓口へ行き質問して下さい。電話による問い合わせには、問題が生じやすいので応じられません。
- ② 校内アナウンスによる公務以外の学生の呼び出しは、緊急時以外は一切行いません。
- ③ 学生が学内外で印刷物を配布し、または掲示しようとするときは、その責任者はその趣旨を明らかにし、大学の許可を得なければなりません。また、掲示物は所定の場所に配布しなければなりません。

(14) その他

① 学外研修

学外での研修（ゼミ旅行や見学など）に出かけるときは、学外活動許可願を学生課に提出して下さい（担当教員の印が必要です）。この願いがいない場合は、万一事故がおこった時に傷害保険の対象になりません。

② 住所等の変更

家庭の住所や下宿が変更した場合や電話番号や番地、氏名や保証人などに変更があった場合は、すぐに届け出て下さい。用紙は、学生課窓口にあります。もし届け出がないと大学からの連絡通信ができなくなり、その結果、本人に不利益が生じた場合は、その責は学生諸君が負うこととなります。

③ 服装・化粧

本学では制服を定めていません。また化粧についても特に禁じてはいません。しかし、服装化粧とも学生にふさわしい端正で清潔であるよう心がけて下さい。髪を染めたりすることは望ましくありません。

騒音を発する類の履物を学内では使用しないで下さい。

④ 飲酒・喫煙

学内での飲酒行為は禁止します。学校敷地内（駐車場を含）での喫煙は禁止します。

⑤ 学内の環境美化

施設や備品を汚したり、破損しないよう心がけて下さい。次のことは誰にでもすぐできる、ごく当たり前のことです。是非協力して下さい。

イ ゴミ・空き缶・空きビンは所定のゴミ箱に捨てて下さい。（ゴミの分別回収に協力して下さい）。

ロ 学内禁煙です。学校周辺道路での歩きタバコも控えて下さい。